



島根県報

平成27年3月27日（金）

号外第61号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

（中 小 企 業 課） 2

島根県環境資金融資要綱の一部改正

（ ” ） 2

告 示**島根県告示第248号**

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

別表特別融資の部構造転換支援資金の項を削り、同部海外展開支援資金の項融資限度の欄を次のように改める。

設備資金 280,000,000円

運転資金 100,000,000円

ただし、設備資金及び運転資金のいずれもの融資を受ける場合は、その合計額として280,000,000円とする。

別表特別融資の部消費税対策資金の項及び同表緊急融資の部資金繰り安定化対応資金の項を削り、同表の注の1中「、消費税対策資金及び資金繰り安定化対応資金の取扱期間は平成27年 3 月 31 日保証承諾分までとし、」を「及び」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、平成27年 4 月 1 日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第249号

島根県環境資金融資要綱（平成11年島根県告示第251号）の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 27 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第7条第2項及び第16条ただし書中「第11号」を「第12号」に改める。

別表融資対象事業費の欄中第12号を第13号とし、第5号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理（運搬を含む。）及び対象設備の買換えに要する経費

別表資金使途の欄中「及び第10号」を「、第5号及び第11号」に改める。

附 則

この告示は、平成27年 4 月 1 日から施行する。